

第2期

島根県障害福祉計画

平成21年3月

島根県

も く じ

第1章	計画の趣旨及び期間	1
第2章	計画策定にあたっての基本的な考え方	2
(1)	基本的な考え方	2
(2)	サービス見込量等の設定の考え方	2
(3)	区域設定の考え方	3
第3章	推進体制及び計画の達成状況の点検及び評価	4
(1)	推進体制	4
(2)	関係機関との連携	4
(3)	達成状況の点検及び評価	4
第4章	数値目標を定める取り組み	5
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	7
(3)	福祉施設から一般就労への移行	10
第5章	各年度の訪問系・日中活動系・居住系サービス見込量の設定	14
(1)	訪問系サービスの各年度におけるサービス見込量	14
(2)	日中活動系サービスの各年度におけるサービス見込量	15
(3)	居住支援系サービスの各年度におけるサービス見込量	21
第6章	各圏域別計画	23
第7章	相談支援（サービス利用計画作成）サービス	44
第8章	人材育成及びサービスの質の向上のための取り組み	46
(1)	サービス提供に係る人材の研修	46
(2)	指定障害者サービス等の事業者に対する第三者評価	46
(3)	障害者等に対する虐待の防止	47
第9章	県が実施する地域生活支援事業	48

第1章 計画の趣旨及び期間

(1) 趣旨及び位置づけ

島根県障害福祉計画は、障害者自立支援法第89条に基づき、国の基本指針※¹に即して、広域的見地から、本県の障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進めるために策定する計画です。

この計画は、障害者基本法に基づいて策定した障害者施策の基本的な計画である「島根はつらつプラン（島根県障害者計画）」に掲げる事項のうち介護及び訓練等の障害福祉サービスについての実施計画となるものです。

区分	障害者基本計画	障害福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者自立支援法
計 画 の 性 格	障害者施策に関する基本的な計画	障害福祉サービスに関する実施計画
計 画 の 内 容	保健、医療、福祉、労働、教育や生活環境などの分野における障害者施策全般について、その基本的な方向を定める。	地域生活移行、一般就労への移行者数を数値目標として定める。 指定障害福祉サービス、相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込、確保の方策を定める。

(2) 計画の期間及び見直しの時期

この計画は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設置するとともに、平成21年度から平成23年度までの3年間を第二期として各年度の障害福祉サービスの見込量等について定めています。

また、第二期の実施状況を踏まえ、平成23年度に見直しを行い、平成24年度から平成26年度を期間とする第三期を策定します。



第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

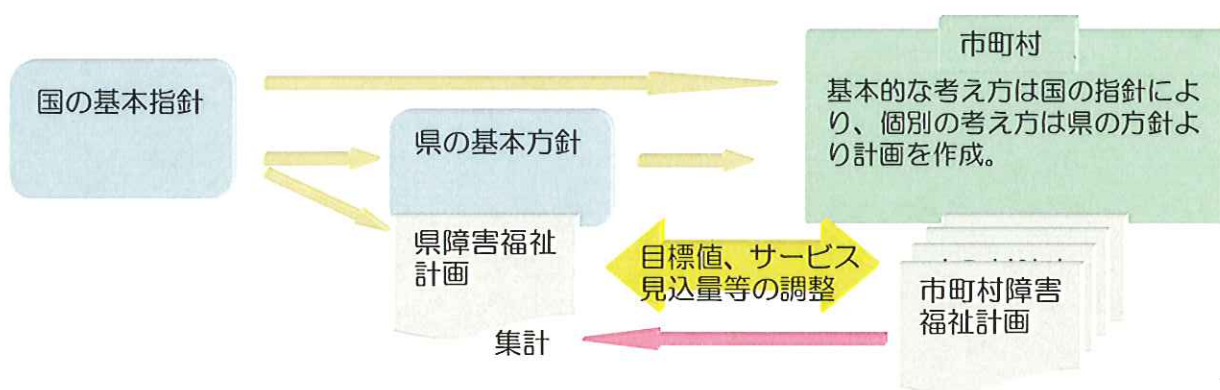
(1) 基本的な考え方

障害のある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本とし、次のことに配慮して計画を策定します。

- 1 県内どこでも必要な介護や自立のための訓練などを確保
- 2 施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 3 福祉施設から一般就労への移行を推進

(2) サービス見込量等の設定の考え方

この計画は、「国の基本指針」及び県が市町村に提示した「市町村及び県における障害福祉計画策定のための基本的な方針」に基づき、市町村が策定する市町村障害福祉計画を踏まえて策定します。



※1 障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づく「障害福祉サービスに及び相談支援事業並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成18年6月26日告示)

(3) 区域設定の考え方

身近な地域でよりきめ細やかな一定水準のサービスを確保するため、7つの障害者保健福祉圏域（2次医療圏及び老人保健福祉圏域と同一）のうち、松江圏域及び大田圏域については松江・安来、大田・邑智サービス提供支援圏域を設定し、計9圏域において数値目標とサービス見込量を設定することとし、この計画では「サービス提供支援圏域」と表記します。

圏域名	対象	市町村数
松江障害者保健福祉圏域		
松江サービス提供支援圏域	松江市、東出雲町	2
安来サービス提供支援圏域	安来市	1
雲南障害者保健福祉圏域		
雲南サービス提供支援圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町	3
出雲障害者保健福祉圏域		
出雲サービス提供支援圏域	出雲市、斐川町	2
大田障害者保健福祉圏域		
大田サービス提供支援圏域	大田市	1
邑智サービス提供支援圏域	川本町、美郷町、邑南町	3
浜田障害者保健福祉圏域		
浜田サービス提供支援圏域	浜田市、江津市	2
益田障害者保健福祉圏域		
益田サービス提供支援圏域	益田市、津和野町、吉賀町	3
隠岐障害者保健福祉圏域		
隠岐サービス提供支援圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	4



第3章 推進体制及び計画の達成状況の点検及び評価

(1) 推進体制

この計画の推進にあたっては、障害者施策が、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等多くの分野にまたがっていることから、関係部局の密接な連携のもとに諸施策に総合的に取り組むとともに、障害者や障害福祉関係者などを委員として構成する「島根県障害者施策推進協議会」※¹や「島根県障害者自立支援協議会」※²の意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

サービス提供支援圏域においては、圏域の実情に応じたきめ細かな取組が重要であり、必要に応じて圏域内における広域的な調整を行います。

(2) 関係機関との連携

この計画を効果的に推進していくためには、国、県、市町村、サービス事業者がそれぞれの役割に応じて協力、連携し、地域全体で取り組むことが重要です。

そのため、今後、国や市町村、サービス事業者等との更なる連携を推進するとともに、障害福祉サービス等の実施主体となる市町村の取組を支援します。

また、障害者を支える多くの企業や民間団体、ボランティア団体等に対して情報提供を行い、地域全体での取組を促進します。

(3) 達成状況の点検及び評価

各年度において、市町村から目標に対する進捗状況及び目標達成のために具体的に実施した取組の報告を求め、サービス提供支援圏域ごとに分析を行います。

その結果を「島根県障害者施策推進協議会」に報告し、審議状況をホームページ等で公表します。

※1 障害者基本法第26条に基づく地方障害者施策推進協議会。委員は15人以内で関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する業務に従事する者で組織。

※2 障害者自立支援法第87条第1項に基づく「国の基本指針」に定めのある協議会。事業者、雇用、教育、医療、福祉等の関係機関から組織。

第4章 数値目標を定める取り組み

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者の生活を身近な地域で支えるシステムを実現する必要があります。

【課題】

今後、増加が予想される障害者の地域生活への移行に備え、住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるためのホームヘルプサービスなどのサービス基盤を市町村やサービス事業者と連携して計画的に整備するとともに、支援を行う人材を育成する等、地域生活を支える体制づくりを進める必要があります。

【数値目標設定の考え方】

平成23年度の指定障害者支援施設^{*1}入所者数については、平成17年10月の施設入所者数から障害福祉サービスを受けて地域生活へ移行する者の数を減じて、特別支援学校^{*2}の卒業者数を今後の増要因として見込み数値目標を設定しました。

地域生活への移行者数については、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び就労移行支援事業に移行する事業所の利用者数を基に数値目標を設定しました。

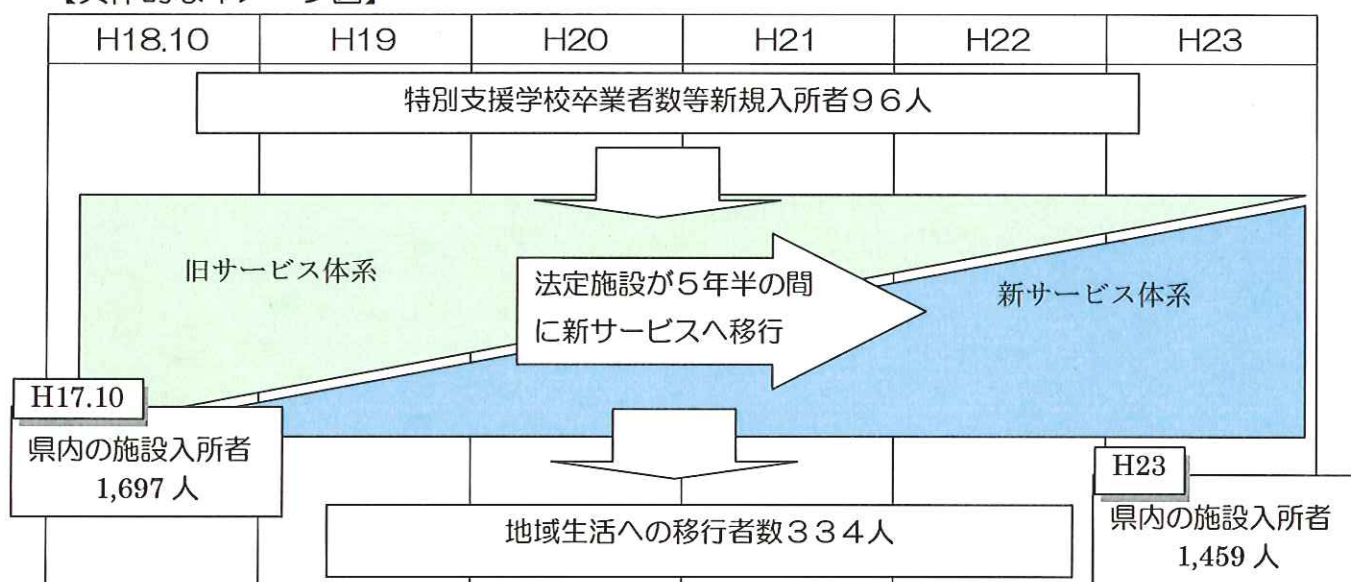
●平成23年度における指定障害者支援施設入所者の地域生活移行への数値目標

	施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの 地域生活移行者数
松江障害者保健福祉圏域	488人	412人 (84.4%)	93人 (19.1%)
雲南障害者保健福祉圏域	210人	167人 (79.5%)	56人 (26.7%)
出雲障害者保健福祉圏域	393人	368人 (93.6%)	69人 (17.6%)
大田障害者保健福祉圏域	189人	173人 (91.5%)	31人 (16.4%)
浜田障害者保健福祉圏域	207人	174人 (84.1%)	40人 (19.3%)
益田障害者保健福祉圏域	125人	117人 (93.6%)	19人 (15.2%)
隠岐障害者保健福祉圏域	85人	48人 (56.5%)	26人 (30.6%)
全 県	1,697人	1,459人 (86.0%)	334人 (19.7%)

※地域生活移行者数：現在の指定障害者支援施設入所者数のうちグループホーム等を利用して平成23年度までに地域生活へ移行する者の数

※下段は平成17年10月現在の施設入所者に対する割合

【具体的なイメージ図】



目標を達成するための取り組み

- 障害者の地域生活を支えるホームヘルプ、ショートステイ等の訪問系サービス提供基盤の整備を促進します。
- 障害者が身近な地域で利用できるよう、自立訓練、就労支援等の日中活動系サービスの提供基盤の整備を促進します。
- ケアホーム・グループホーム整備事業等により住まいの場の整備を進めていきます。
- 従事者養成研修を通じて人材確保とサービスの質的向上を図ります。
- 地域生活に移行した障害者が身近な地域で相談、サービス利用援助などの支援が受けられるよう、市町村と連携し相談支援体制の整備を進めていきます。
- 障害者の地域生活移行や社会参加を進めるため、島根県障害者はつつ生活支援補助金により市町村のきめ細やかな地域生活支援の取り組みを支援します。
- 障害者就業・生活支援センター※3や障害者就労支援センター※4とハローワーク等関係機関との連携を進めるとともに、就労移行支援事業所の充実を図り、福祉施設から一般就労への移行を進めることで、地域移行を促進します。

※1 都道府県知事の指定を受けて、障害者に施設入所支援サービスを行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設のこと。

※2 平成17年12月8日にとりまとめられた中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の提言を踏まえ、「学校教育法」が一部改正され、現在の盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし、平成19年4月1日から特別支援学校と呼称されることになった。

※3 就職や職場への定着が困難な障害者及び職場不適應により離職した者、また離職の恐れのある在職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行うことにより、障害者の雇用の促進と生活の安定を図る事業

※4 障害者就業・生活支援センターが設置されていない圏域において県が単独で設置し、障害者の雇用の促進と生活の安定を図る事業

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神保健福祉領域での課題の一つに、いわゆる社会的入院の問題があり、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づき、地域生活が可能な長期入院者の移行を円滑に進める必要があります。

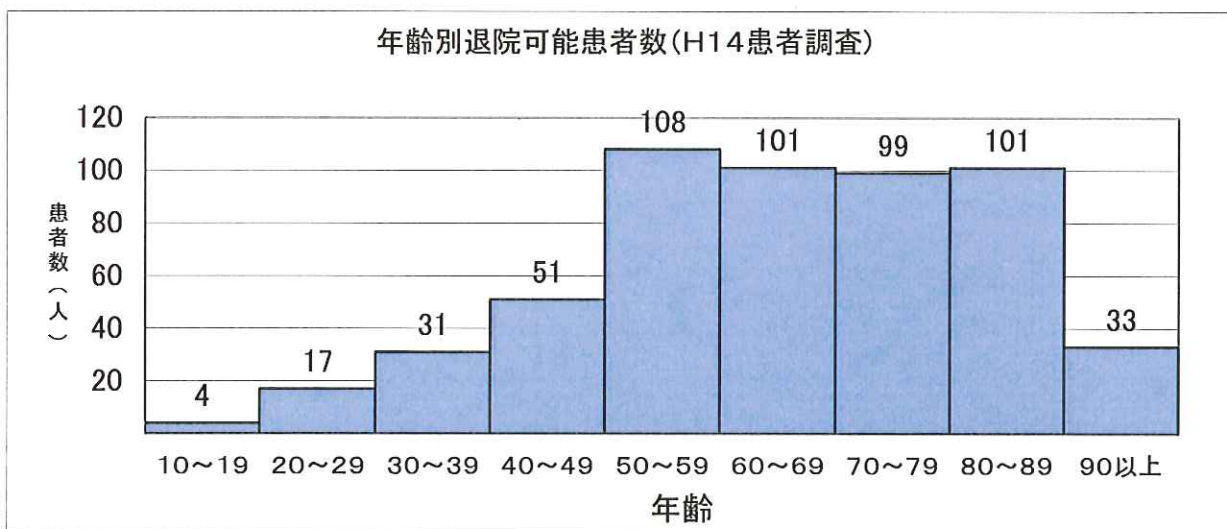
【課題】

精神障害者の地域生活への移行を進めるためには、精神障害者が地域において安心かつ安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、退院後の住居の確保や日中活動の場の提供を図り、地域生活を支援する体制を整える必要があります。

【数値目標設定の考え方】

国の患者調査^{*1}において退院可能とされた患者(退院先が自宅であって障害福祉サービスの提供を必要としない者や65歳以上の高齢者であって退院先が介護保険施設等である場合は除く。)のうち、障害福祉サービスの基盤整備を進めることにより地域においてグループホームやケアホーム等の住まいの場や日中活動の場を得て、地域生活への移行が可能となる者の数を数値目標とすることとしました。

具体的には、退院可能とされた患者数に、県立病院が行った患者の追跡調査で把握した障害福祉サービスを受けることにより地域生活へ移行した患者の割合を、乗じた数を基に数値目標を設定しました。



●入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行の数値目標

	平成23年度までの地域移行者数		平成23年度までの地域移行者数
松江障害者保健福祉圏域	43人 (34人)	浜田障害者保健福祉圏域	21人 (12人)
雲南障害者保健福祉圏域	8人 (6人)	益田障害者保健福祉圏域	8人 (4人)
出雲障害者保健福祉圏域	32人 (14人)	隠岐障害者保健福祉圏域	3人 (3人)
大田障害者保健福祉圏域	12人 (2人)		
全 県		127人	

※（ ）は精神障害者地域生活移行支援事業の取組による地域生活移行者数で内数

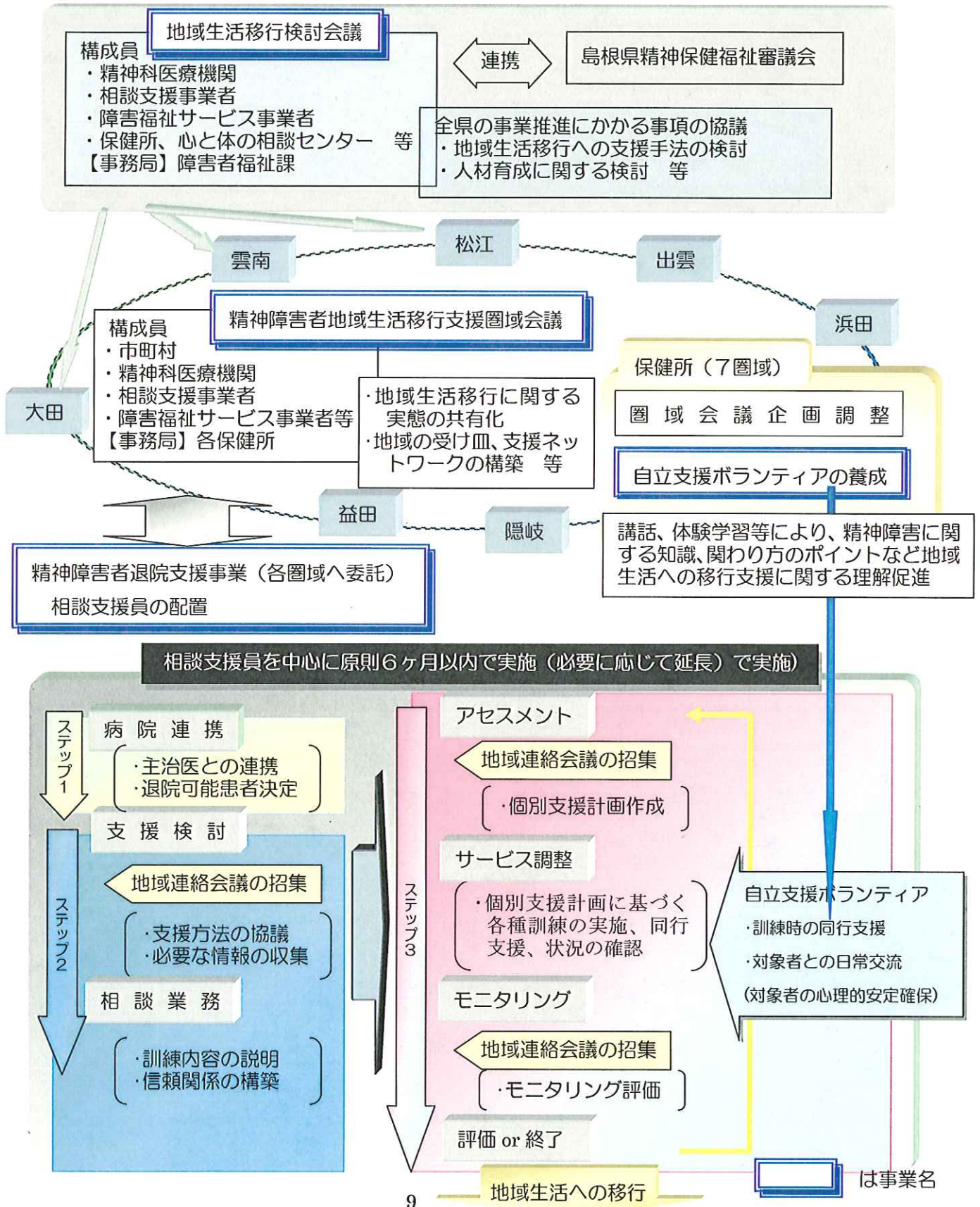
目標を達成するための取り組み

- 入院中の精神障害者が円滑に地域生活に移行できるように、保健所を中心に相談支援事業者や市町村、精神科病院、サービス提供事業者等によるネットワークを全ての障害者保健福祉圏域に構築し、支援体制を整備します。
- 県内における入院の状況を的確に把握するとともに個々の精神障害者が地域へ移行するために必要な個別支援計画を作成し、地域生活への移行を進めます。
- 市町村やサービス事業者と連携し、退院後の住まいの場としてのグループホームや日常生活を支えるホームヘルプサービスなどのサービス基盤の整備を促進し、精神障害者の地域移行を支える体制づくりを行います。
- 地域生活へ移行した障害者についても、日常生活の支援によるフォローアップを行い、地域生活の定着を進めます。

※1 病院及び一般診療所（以下「医療施設」という。）を利用する患者について、その傷病状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年に一度全国から層化無作為抽出した医療施設の患者を客体として実施される調査（島根県は全数調査）

精神障害者地域生活移行支援事業

数値目標	H21	H22	H23
箇所数	11箇所(7圏域)	11箇所(7圏域)	11箇所(7圏域)
利用者数	200人	200人	200人



(3) 福祉施設から一般就労への移行

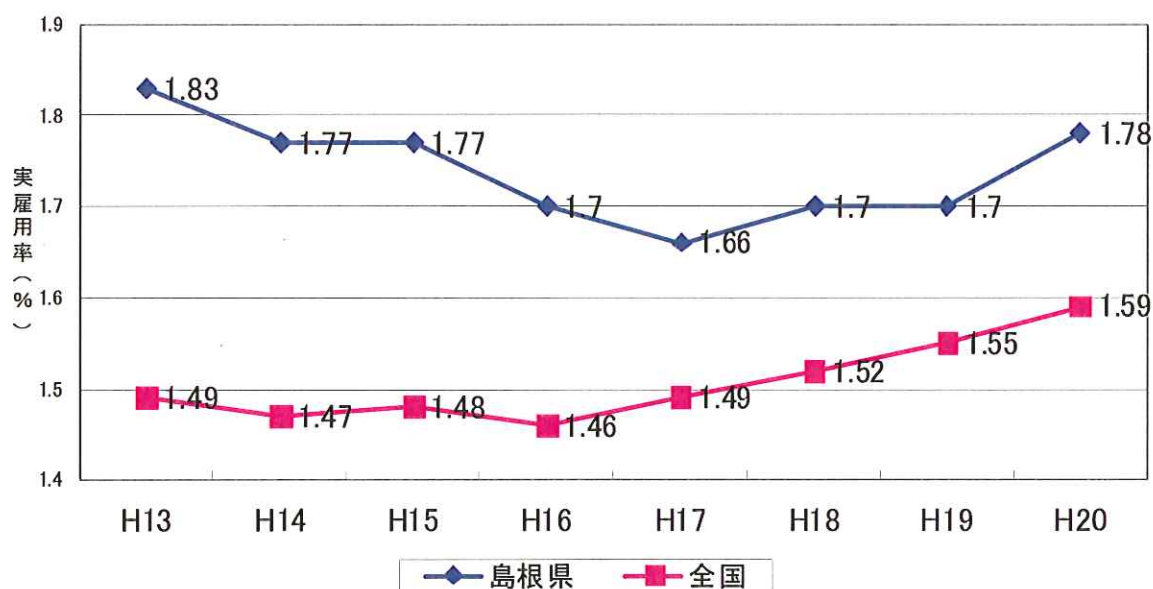
障害者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加を進めるためには障害福祉サービスの提供体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援を強化する必要があります。

【課題】

一般就労を希望する障害者の就職状況は、新規求職申込件数の約50%と高くなっています（公共職業安定所の取扱い状況）が、授産施設から就職した障害者の割合は全国平均と同様の1.3%にとどまっています。

今後、就労支援事業所や障害者就業・生活支援センター等の充実を図るとともに、労働局等関係機関との連携を進め、障害者の就労を支援する体制づくりを進めていく必要があります。

実雇用率の比較



雇用者数は島根労働局「障害者雇用状況調査結果の概要」、人口は推計人口。雇用者数は常用労働者56人以上規模の企業で、重度障害者（身体・知的）は1人の雇用で2人としてカウントされます。

出典：島根労働局「障害者雇用状況調査結果の概要」

【数値目標設定の考え方】

県内における障害者の実雇用率は毎年漸減傾向にあります。平成20年6月1日現在、全国の1.59%と比較すると1.78%と高くなっています。一方、雇用の場が少ない本県においては、常用労働者56人以上の企業数は全国の0.56%と低くなっています。このような県内企業における就労状況を基に概ね3倍となる数値目標を設定しました。

●平成23年度における福祉施設からの一般就労移行の数値目標

	平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
松江障害者保健福祉圏域	13人	43人
雲南障害者保健福祉圏域	2人	12人
出雲障害者保健福祉圏域	11人	24人
大田障害者保健福祉圏域	7人	11人
浜田障害者保健福祉圏域	3人	13人
益田障害者保健福祉圏域	2人	4人
隠岐障害者保健福祉圏域	0人	2人
全 県	38人	109人 (2.9倍)

●一般就労に関する平成23年度の数値目標

【数値目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労へ移行を進めるため、国の基本指針において示されている、

- ① 平成23年度に一般就労への移行を希望する者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。
- ② 福祉施設から一般就労に移行する者のうち3割が障害者の多様な委託訓練を受講すること。5割が障害者試行雇用事業の開始者となること。5割が職場適応援助者による支援を受けられるようにすること。

という目標に基づき、数値目標を設定しました。

また、各圏域において一般就労を進める中心となる障害者就業・生活支援センター、障害者就労支援センターの支援対象者数については、登録者数を基に伸びを勘案し数値目標を設定しました。

項 目	平成23年度における数値目標
公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	109人 (100%)
障害者の態様に応じた多様な訓練事業 ^{※1} の受講者数	32人 (30%)
障害者試行雇用事業 ^{※2} の開始者数	54人 (50%)
職場適応援助者 ^{※3} による支援の対象者数	54人 (50%)
障害者就業・生活支援センター ^{※4} の支援対象者数	890人
障害者就業・生活支援センターの設置箇所数	6箇所
障害者就労支援センター ^{※5} の支援対象者数	10人
障害者就労支援センターの設置箇所数	1箇所

※（ ）は平成23年度に一般就労へ移行する者の利用割合

●就労移行支援事業利用者、就労継続支援（A型）事業の利用者数値目標

【数値目標設定の考え方】

現在の福祉施設利用者のうち平成23年度までに就労移行支援事業を利用する人数及び平成23年度末の就労継続支援事業者利用者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する人数を、事業所の移行計画を基に数値目標として設定しました。

	施設利用者数 (平成17年10月現在)	平成23年度までの就 労移行支援事業利用 者	23年度就労継続 支援事業利用者	平成23年度の就労継 続支援（A型）利用 者
松江障害者保健福祉圏域	995人	178人	671人	67人
雲南障害者保健福祉圏域	303人	22人	218人	7人
出雲障害者保健福祉圏域	583人	112人	329人	19人
大田障害者保健福祉圏域	346人	104人	233人	15人
浜田障害者保健福祉圏域	352人	56人	142人	15人
益田障害者保健福祉圏域	203人	13人	150人	37人
隠岐障害者保健福祉圏域	153人	10人	125人	0人
全 県	2,935人	495人 (16.9%)	1,868人	160人 (8.6%)

目標を達成するための取り組み

- 就労移行支援事業者等と公共職業安定所との連携を促進し、福祉施設から一般就労への移行を希望する障害者が、公共職業安定所の支援を受けられる体制づくりを行います。
- 障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した知識・技術の習得を行うための委託訓練を推進します。
- 事業所が障害者を短期間試用雇用する障害者試用雇用事業を推進し、雇用就労経験の少ない障害者の不安に対応し、障害者雇用のきっかけをつくることで企業への就労を推進します。
- 就職時や職場環境の変化により生じた職場適応上の問題に対応するため、職場適応援助者による支援を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターが設置されていない圏域に、県独自に障害者就労支援センターの設置を進め、県内全ての圏域において障害者の一般就労への移行を支援します。
- 障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援センターを中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を進め、障害者の適性に合った企業への就労を促進します。

●島根県障害者就労支援事業所工賃倍増計画

障害者が地域において自立するために必要な所得水準の向上を図るため、平成 19 年 11 月に「島根県障害者就労支援事業所工賃倍増計画」を策定しました。平成 23 年度には月額工賃が 2 万 5 千円以上となるように、事業所経営者をはじめとした職員等の意識改革の推進や経営ノウハウの導入を進めるとともに、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めます。

※1 企業や社会福祉法人、民間訓練機関等の地域の多様な就労や教育の現場で障害者の職業訓練を行い、就労に必要な知識や技能を付与するための事業

※2 障害者雇用を躊躇している事業主に、一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、相互理解を促進することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を目的とした事業

※3 障害者が実際に働く現場で、障害者や事業主、または障害者の家族に対して、職場安定に向けた助言や配慮を行うなどきめ細やかな人的支援を行う者

第5章 各年度の訪問系・日中活動系・居住系サービス見込量の設定

(1) 訪問系サービスの各年度におけるサービス見込量

【課題】

精神障害者に対する訪問系サービスは、全国と比較すると高い水準にありますが、身体・知的障害者と比較した場合には立ち後れています。このことから障害種別を問わず、県内どこでも必要な訪問系サービスが受けられる体制を計画的に整備する必要があります。

【サービス見込量設定の考え方】

現在、ホームヘルプサービス等を利用している者の数を基に、これまでの利用動向や新たな要因となる施設や病院から地域生活へ移行する者の利用状況を勘案し、サービス見込量を設定しました。

● 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援のサービス見込量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
松江サービス提供支援圏域	7,040時間 (304人)	7,338時間 (317人)	7,659時間 (331人)
安来サービス提供支援圏域	380時間 (38人)	430時間 (43人)	509時間 (49人)
雲南サービス提供支援圏域	1,154時間 (78人)	1,294時間 (86人)	1,521時間 (104人)
出雲サービス提供支援圏域	3,707時間 (163人)	3,905時間 (195人)	4,103時間 (217人)
大田サービス提供支援圏域	180時間 (24人)	210時間 (28人)	240時間 (32人)
邑智サービス提供支援圏域	377時間 (34人)	434時間 (40人)	486時間 (45人)
浜田サービス提供支援圏域	2,286時間 (130人)	2,462時間 (142人)	2,638時間 (155人)
益田サービス提供支援圏域	1,037時間 (58人)	1,095時間 (61人)	1,209時間 (67人)
隠岐サービス提供支援圏域	351時間 (32人)	384時間 (35人)	432時間 (41人)
全 県	16,512時間 (861人)	17,552時間 (947人)	18,797時間 (1,041人)

※単位時間：月間の利用人数に一月あたりの平均利用時間数を乗じた数値、()は利用人数です

目標を達成するための取り組み

- 旧体系サービスを提供している事業者に対し、新体系への移行に併せ訪問系サービスの提供事業者となるよう働きかけることにより、身近な地域で必要なサービスが提供できる体制の整備を進めます。
- サービス提供基盤が少ない精神障害者のサービスについて、既存事業者への働きかけや研修による人材育成を行うことにより基盤の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービスの各年度におけるサービス見込量

【課題】

障害者が、日常生活や社会生活を営むために、生活能力の維持・向上のための自立訓練や一般就労に必要な知識や能力向上のための訓練等のサービス提供体制を整備する必要があります。

【サービス見込量設定の考え方】

日常生活を支える生活介護や地域生活への移行を促進する上で必要な自立訓練事業等のサービス量及び一般就労を促進するために必要な就労移行支援事業等のサービス量を基に、特別支援学校の卒業生数を勘案してサービス見込量を設定しました。

●日中活動系サービスのサービス見込量（県計）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	25,061人日 (1,451人)	28,497人日 (1,642人)	34,935人日 (1,972人)
自立訓練（機能訓練）	233人日 (20人)	309人日 (26人)	943人日 (65人)
自立訓練（生活訓練）	3,312人日 (184人)	3,454人日 (192人)	5,529人日 (303人)
就労移行支援	3,497人日 (196人)	4,014人日 (221人)	5,083人日 (272人)
就労継続支援（A型）	1,491人日 (73人)	1,818人日 (89人)	3,232人日 (165人)
就労継続支援（B型）	21,577人日 (1,181人)	25,013人日 (1,361人)	31,391人日 (1,708人)
計	55,171人日 (3,105人)	63,105人日 (3,531人)	81,113人日 (4,485人)
療養介護	41人	44人	47人
児童デイサービス	1,431人日 (302人)	1,525人日 (320人)	1,626人日 (343人)
短期入所	1,946人日 (258人)	2,143人日 (274人)	2,422人日 (295人)

※人日は利用者が1ヶ月間に受けるサービス利用日数、()は1ヶ月間にサービスを利用する人数。

目標を達成するための取り組み

- 必要なサービス量を早期に確保するため、事業者の移行計画やニーズ調査の結果を踏まえ、事業所の新体系への円滑な移行を促進します。
- 身近な地域でサービスが受けられるように、市町村と協力して新体系への円滑な移行を進めます。
- 障害者の一般就労を促進するためには、就労移行支援事業所の設置を促進することから、就労継続支援事業所に対して転換を働きかけるとともに、社会福祉法人やNPO法人等に広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進します。

圏域別日中活動サービス見込量

	サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
松江障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	1,140人	1,203人	1,447人
	地域活動支援センター	391人	484人	486人
	旧体系日中活動	272人	244人	0人
	サービス量計	1,803人	1,931人	1,933人
雲南障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	262人	304人	484人
	地域活動支援センター	189人	186人	196人
	旧体系日中活動	208人	153人	0人
	サービス量計	659人	643人	680人
出雲障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	612人	726人	855人
	地域活動支援センター	52人	32人	32人
	旧体系日中活動	147人	61人	0人
	サービス量計	811人	819人	887人
大田障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	423人	506人	559人
	地域活動支援センター	101人	101人	101人
	旧体系日中活動	76人	15人	0人
	サービス量計	600人	622人	660人
浜田障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	324人	405人	493人
	地域活動支援センター	91人	91人	90人
	旧体系日中活動	133人	77人	0人
	サービス量計	548人	573人	583人
益田障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	301人	341人	404人
	地域活動支援センター	146人	146人	148人
	旧体系日中活動	94人	61人	0人
	サービス量計	541人	548人	552人
隠岐障害者保健福祉圏域	新体系日中活動	43人	46人	243人
	地域活動支援センター	32人	35人	39人
	旧体系日中活動	174人	179人	0人
	サービス量計	249人	260人	282人
全 県	新体系日中活動	3,105人	3,531人	4,485人
	地域活動支援センター	1,002人	1,075人	1,092人
	旧体系日中活動	1,104人	790人	0人
	サービス量計	5,211人	5,396人	5,577人

各圏域のサービス見込量

●日中活動系サービス見込量（松江圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	8,991人日 (520人)	9,536人日 (552人)	10,479人日 (606人)
自立訓練（機能訓練）	39人日 (2人)	39人日 (2人)	477人日 (29人)
自立訓練（生活訓練）	510人日 (31人)	510人日 (31人)	1,046人日 (60人)
就労移行支援	1,095人日 (68人)	1,190人日 (71人)	1,416人日 (81人)
就労継続支援（A型）	210人日 (12人)	210人日 (12人)	1,178人日 (67人)
就労継続支援（B型）	8,640人日 (507人)	9,152人日 (535人)	10,684人日 (604人)
計	19,485人日 (1,140人)	20,637人日 (1,203人)	25,280人日 (1,447人)
療養介護	8人	8人	8人
児童デイサービス	506人日 (45人)	525人日 (47人)	545人日 (49人)
短期入所	611人日 (105人)	634人日 (110人)	658人日 (114人)

●日中活動系サービス見込量（雲南圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	2,096人日 (104人)	2,326人日 (114人)	4,342人日 (213人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (1人)	44人日 (2人)	88人日 (4人)
自立訓練（生活訓練）	201人日 (12人)	216人日 (13人)	490人日 (30人)
就労移行支援	127人日 (8人)	179人日 (11人)	318人日 (19人)
就労継続支援（A型）	44人日 (2人)	86人日 (4人)	152人日 (7人)
就労継続支援（B型）	2,470人日 (135人)	2,970人日 (160人)	3,892人日 (211人)
計	4,960人日 (262人)	5,821人日 (304人)	9,282人日 (484人)
療養介護	6人	6人	6人
児童デイサービス	118人日 (27人)	130人日 (30人)	146人日 (38人)
短期入所	208人日 (21人)	244人日 (24人)	340人日 (31人)

●日中活動系サービス見込量（出雲圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	4,860人日 (303人)	5,810人日 (354人)	6,780人日 (406人)
自立訓練（機能訓練）	30人日 (5人)	60人日 (8人)	90人日 (10人)
自立訓練（生活訓練）	920人日 (51人)	930人日 (52人)	1,040人日 (58人)
就労移行支援	830人日 (49人)	920人日 (54人)	870人日 (52人)
就労継続支援（A型）	190人日 (12人)	230人日 (14人)	330人日 (19人)
就労継続支援（B型）	3,210人日 (192人)	4,080人日 (244人)	5,230人日 (310人)
計	10,040人日 (612人)	12,030人日 (726人)	14,340人日 (855人)
療養介護	13人	16人	19人
児童デイサービス	338人日 (43人)	368人日 (48人)	408人日 (53人)
短期入所	197人日 (26人)	197人日 (26人)	197人日 (26人)

●日中活動系サービス見込量（大田圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	3,507人日 (171人)	3,956人日 (192人)	4,328人日 (211人)
自立訓練（機能訓練）	0人日 (人)	0人日 (人)	40人日 (2人)
自立訓練（生活訓練）	899人日 (47人)	981人日 (51人)	1,083人日 (56人)
就労移行支援	1,013人日 (50人)	1,045人日 (52人)	1,149人日 (57人)
就労継続支援（A型）	22人日 (1人)	182人日 (9人)	302人日 (15人)
就労継続支援（B型）	3,091人日 (154人)	4,075人日 (202人)	4,408人日 (218人)
計	8,532人日 (423人)	10,239人日 (506人)	11,310人日 (559人)
療養介護	4人	4人	4人
児童デイサービス	88人日 (41人)	90人日 (41人)	92人日 (41人)
短期入所	155人日 (22人)	170人日 (24人)	185人日 (26人)

●日中活動系サービス見込量（浜田圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	3,463人日 (193人)	4,311人日 (239人)	4,626人日 (259人)
自立訓練（機能訓練）	64人日 (3人)	64人日 (3人)	64人日 (3人)
自立訓練（生活訓練）	224人日 (11人)	224人日 (11人)	1,002人日 (49人)
就労移行支援	432人日 (21人)	620人日 (30人)	820人日 (40人)
就労継続支援（A型）	226人日 (11人)	288人日 (14人)	310人日 (15人)
就労継続支援（B型）	1,730人日 (85人)	2,210人日 (108人)	2,596人日 (127人)
計	6,139人日 (324人)	7,717人日 (405人)	9,418人日 (493人)
療養介護	4人	4人	4人
児童デイサービス	136人日 (73人)	149人日 (78人)	162人日 (83人)
短期入所	532人日 (48人)	628人日 (51人)	731人日 (54人)

●日中活動系サービス見込量（益田圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	1,852人日 (144人)	2,244人日 (174人)	2,592人日 (193人)
自立訓練（機能訓練）	56人日 (8人)	80人日 (10人)	162人日 (16人)
自立訓練（生活訓練）	468人日 (26人)	488人日 (27人)	488人日 (27人)
就労移行支援	0人日 (人)	60人日 (3人)	290人日 (13人)
就労継続支援（A型）	799人日 (35人)	822人日 (36人)	960人日 (42人)
就労継続支援（B型）	1,996人日 (88人)	2,064人日 (91人)	2,531人日 (113人)
計	5,171人日 (301人)	5,758人日 (341人)	7,023人日 (404人)
療養介護	5人	5人	5人
児童デイサービス	221人日 (71人)	227人日 (73人)	237人日 (76人)
短期入所	153人日 (25人)	170人日 (27人)	209人日 (31人)

●日中活動系サービス見込量（隠岐圏域）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
生活介護	292人日 (16人)	314人日 (17人)	1,788人日 (84人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (1人)	22人日 (1人)	22人日 (1人)
自立訓練（生活訓練）	90人日 (6人)	105人日 (7人)	380人日 (23人)
就労移行支援	0人日 (人)	0人日 (人)	220人日 (10人)
就労継続支援（A型）	0人日 (人)	0人日 (人)	0人日 (人)
就労継続支援（B型）	440人日 (20人)	462人日 (21人)	2,050人日 (125人)
計	844人日 (43人)	903人日 (46人)	4,460人日 (243人)
療養介護	1人	1人	1人
児童デイサービス	24人日 (2人)	36人日 (3人)	36人日 (3人)
短期入所	90人日 (11人)	100人日 (12人)	102人日 (13人)

(3) 居住支援系サービスの各年度におけるサービス見込量

【課題】

福祉施設から地域生活への移行や退院可能とされた患者の地域生活への移行を進めるためには、住まいの場となるグループホームやケアホームを確保する必要があります。

また、施設入所支援を必要とする者については、必要とするサービス量を確保する必要があります。

【サービス見込量設定の考え方】

グループホームやケアホームについては、福祉施設から地域へ移行する者及び退院可能とされた患者のうち、グループホームやケアホームを利用することにより地域生活への移行が可能となる者の数を基に、サービス見込量を設定しました。

また、施設入所支援については、平成17年10月の施設入所者数を基に、グループホームやケアホームを利用して地域生活へ移行する者の数等を勘案しサービス見込量を設定しました。

①グループホーム・ケアホームのサービス見込量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
松江障害者保健福祉圏域	224人	240人	279人
雲南障害者保健福祉圏域	89人	105人	157人
出雲障害者保健福祉圏域	134人	155人	178人
大田障害者保健福祉圏域	96人	117人	134人
浜田障害者保健福祉圏域	119人	149人	163人
益田障害者保健福祉圏域	96人	104人	122人
隠岐障害者保健福祉圏域	81人	88人	110人
全 県	839人	958人	1,143人

②施設入所支援

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
松江障害者保健福祉圏域	330人	359人	412人
雲南障害者保健福祉圏域	82人	105人	167人
出雲障害者保健福祉圏域	232人	291人	368人
大田障害者保健福祉圏域	151人	163人	173人
浜田障害者保健福祉圏域	114人	150人	174人
益田障害者保健福祉圏域	80人	100人	117人
隠岐障害者保健福祉圏域	3人	3人	48人
全 県	992人	1,171人	1,459人

目標を達成するための取り組み

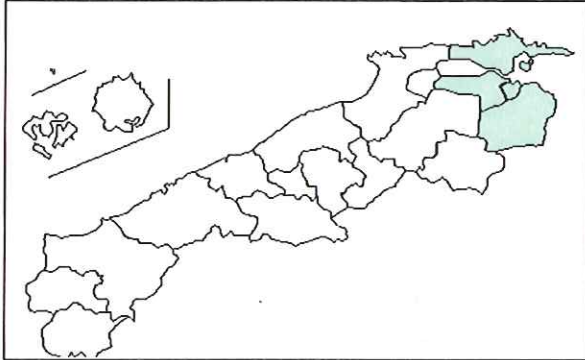
- 旧体系サービスを提供している事業者に対し、計画的に新体系サービスへ移行するよう促すとともに、移行に当たっての助言に努めます。
- 入所施設利用者が計画的に地域生活に移行できるようにするため、グループホーム・ケアホーム・整備事業等により基盤整備を進めます。

居住系支援総見込量

	サービス名	平成21年度	平成22年度	平成23年度
松江サービス提供支援圏域	共同生活援助・介護	224人	240人	279人
	施設入所支援	330人	359人	412人
	旧体系入所サービス	132人	98人	0人
	サービス量計	686人	697人	691人
雲南サービス提供支援圏域	共同生活援助・介護	89人	105人	157人
	施設入所支援	82人	105人	167人
	旧体系入所サービス	133人	100人	0人
	サービス量計	304人	310人	324人
出雲サービス提供支援圏域	共同生活援助・介護	134人	155人	178人
	施設入所支援	232人	291人	368人
	旧体系入所サービス	111人	38人	0人
	サービス量計	477人	484人	546人
大田サービス提供支援圏域	共同生活援助・介護	96人	117人	134人
	施設入所支援	151人	163人	173人
	旧体系入所サービス	26人	15人	0人
	サービス量計	273人	295人	307人
浜田サービス提供支援圏域	共同生活援助・介護	119人	149人	163人
	施設入所支援	114人	150人	174人
	旧体系入所サービス	79人	41人	0人
	サービス量計	312人	340人	337人
益田サービス提供支援圏域	共同生活援助・介護	96人	104人	122人
	施設入所支援	80人	100人	117人
	旧体系入所サービス	46人	19人	0人
	サービス量計	222人	223人	239人
隠岐サービス提供支援圏域	81	81人	88人	110人
	施設入所支援	3人	3人	48人
	旧体系入所サービス	65人	62人	0人
	サービス量計	149人	153人	158人
全 県	共同生活援助・介護	839人	958人	1,143人
	施設入所支援	992人	1,171人	1,459人
	旧体系入所サービス	592人	373人	0人
	サービス量計	2,423人	2,502人	2,602人

松江障害者保健福祉圏域について

1 松江圏域における現状と課題



松江障害者保健福祉圏域は松江市、安来市、東出雲町の2市1町からなり、人口25万人余、県内の35%の人口を有し、県庁や国の機関、企業等が集積する中核的な圏域です。

また、総面積に占める可住地面積も16%と県内で2番目、県内の可住地面積の約22%となっています。

- 地域生活に移行するための「住まいの場」の確保のため、地域・地元の理解、住宅確保のための保証人の確保などが求められています。
- 地域生活を考慮したサービス利用計画の作成、家族、地域及び関係機関の連携や地域生活をコーディネートする相談支援機関の整備が必要です。
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため保健所や支援機関における入院情報等の共有が必要です。
- 地域で暮らす重度の障害者が必要とするサービスを受けるための体制整備が必要です。

圏域の総人口及び障害者の状況 (H20.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

松江障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	251,400	61,370	95,193	993.8	161.3
松江市	193,200	45,712	76,505	530.2	90.9
安来市	43,743	12,662	13,931	421.0	61.3
東出雲町	14,457	2,996	4,757	42.6	9.1
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.5	709.5

(単位:人)

松江障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	11,748	8,571	1,973	203	1,076	—
松江市	8,730	6,258	1,541	161	822	—
安来市	2,497	1,955	340	31	219	—
東出雲町	521	358	92	11	35	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度まで の 地域生活移行者
488人	412人 (84.4%)	93人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
221人	43人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
13人	43人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	7,420時間 (342人)	7,768時間 (360人)	8,168時間 (380人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生 活 介 護	8,991人日 (520人)	9,536人日 (552人)	10,479人日 (606人)
自立訓練（機能訓練）	39人日 (2人)	39人日 (2人)	477人日 (29人)
自立訓練（生活訓練）	510人日 (31人)	510人日 (31人)	1,046人日 (60人)
就 労 移 行 支 援	1,095人日 (68人)	1,190人日 (71人)	1,416人日 (81人)
就労継続支援（A型）	210人日 (12人)	210人日 (12人)	1,178人日 (67人)
就労継続支援（B型）	8,640人日 (507人)	9,152人日 (535人)	10,684人日 (604人)
計	19,485人日 (1,140人)	20,637人日 (1,203人)	25,280人日 (1,447人)
療 養 介 護	8人	8人	8人
児 童 デ ィ サ ー ビ ス	506人日 (45人)	525人日 (47人)	545人日 (49人)
短 期 入 所	611人日 (105人)	634人日 (110人)	658人日 (114人)

(3) 居住系支援サービス

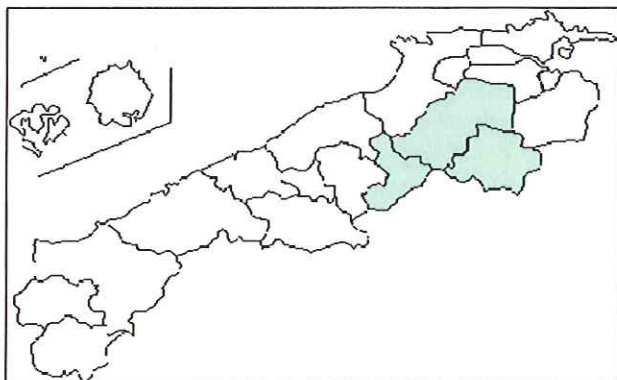
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	224人	240人	279人
施設入所支援	330人	359人	412人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	64人	97人	118人

雲南障害者保健福祉圏域について

1 雲南圏域における現状と課題



雲南障害者保健福祉圏域は雲南市、奥出雲町、飯南町の1市2町からなり、人口6万人余、県内の9%の人口を有する圏域です。

また、総面積は1,164km²と3番目に広く可住地面積も同様に3番目となっています。

- 施設から地域生活へ移行するための自立訓練等のサービス提供体制の整備が求められています。
- 特別支援学校在学中からの一般就労への移行支援計画が求められています。しかしながら、圏域においては職種も限定され、一般就労へつながりにくい状況にあります。
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため地域や家族の理解が求められます。
- 障害者の高齢化・単身化等が進み、障害者が必要とするサービスが複雑化しています。障害者が必要とするサービスを提供するためにサービス利用計画の活用が求められています。

圏域の総人口及び障害者の状況 (H20.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

雲南障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	65,934	21,788	20,727	1,164.2	116.1
雲南市	44,560	14,090	13,601	553.4	61.2
奥出雲町	15,568	5,464	4,980	368.0	37.5
飯南町	5,806	2,234	2,146	242.8	17.4
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.5	709.5

(単位:人)

雲南障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	3,814	2,963	585	74	216	—
雲南市	2,409	1,849	411	53	135	—
奥出雲町	958	773	121	17	60	—
飯南町	447	341	53	4	21	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの 地域生活移行者
210人	167人 (84.4%)	56人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
37人	8人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
2人	12人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	1,154時間 (78人)	1,294時間 (86人)	521時間 (104人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生 活 介 護	2,096人日 (104人)	2,326人日 (114人)	4,342人日 (213人)
自立訓練（機能訓練）	22人日 (1人)	44人日 (2人)	88人日 (4人)
自立訓練（生活訓練）	201人日 (12人)	216人日 (13人)	490人日 (30人)
就 労 移 行 支 援	127人日 (8人)	179人日 (11人)	318人日 (19人)
就労継続支援（A型）	44人日 (2人)	86人日 (4人)	152人日 (7人)
就労継続支援（B型）	2,470人日 (135人)	2,970人日 (160人)	3,892人日 (211人)
計	4,960人日 (262人)	5,821人日 (304人)	9,282人日 (484人)
療 養 介 護	6人	6人	6人
児 童 デ ィ サ ー ビ ス	118人日 (27人)	130人日 (30人)	146人日 (38人)
短 期 入 所	208人日 (21人)	244人日 (24人)	340人日 (31人)

(3) 居住系支援サービス

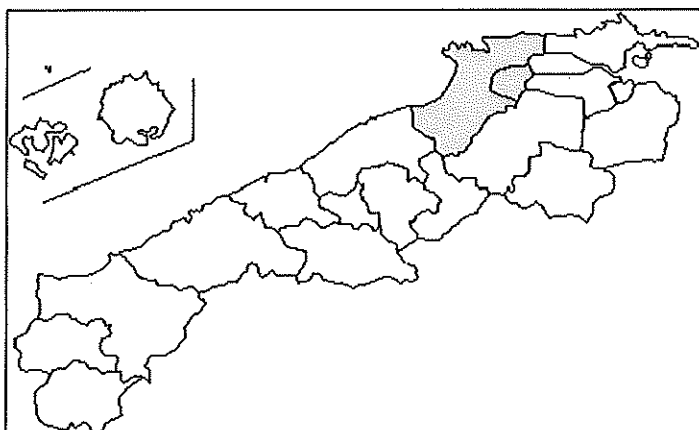
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	89人	105人	157人
施設入所支援	82人	105人	167人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	55人	75人	100人

出雲障害者保健福祉圏域について

1 出雲圏域における現状と課題



出雲障害者保健福祉圏域は出雲市、斐川町の1市1町からなり、人口17万人余、県内の23%の人口を有する中核的な圏域です。

また、総面積に占める可住地面積は23%と県内で1番目、県内の可住地面積の約20%となっています。

- 地域生活に移行するためのGH・CHの整備が求められています。
- 障害者の一般就労にあたって、障害者が希望する職種と企業の求人する職種とのマッチングが困難です。障害者の雇用を支援する各種制度を雇用主に十分につたえる必要があります。
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため行政、医療機関、相談支援事業所の連携が必要です。
- 地域で暮らす重度の障害者や障害児が必要とするサービスを受けるための体制整備が必要です。
- 自立訓練や就労支援による訓練等給付サービスの充実を図ることにより、バランスの取れたサービス体系の構築が求められています。

圏域の総人口及び障害者の状況（H20.3.31 現在）

(単位:人、世帯、km²)

出雲障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	174,267	43,516	56,370	624.1	143.9
出雲市	146,252	36,851	543.5	109.4	109.4
斐川町	28,015	6,665	80.6	34.5	34.5
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.0	709.0

(単位:人)

出雲障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	8,049	5,865	1,294	131	732	—
出雲市	6,647	4,794	1,115	115	622	—
斐川町	1,402	1,071	179	16	110	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの 地域生活移行者
393人	368人 (84.4%)	69人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
74人	32人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
11人	24人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	3,707時間 (163人)	3,905時間 (195人)	4,103時間 (217人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	4,860人日 (303人)	5,810人日 (354人)	6,780人日 (406人)
自立訓練（機能訓練）	30人日 (5人)	60人日 (8人)	90人日 (10人)
自立訓練（生活訓練）	920人日 (51人)	930人日 (52人)	1,040人日 (58人)
就労移行支援	830人日 (49人)	920人日 (54人)	870人日 (52人)
就労継続支援（A型）	190人日 (12人)	230人日 (14人)	330人日 (19人)
就労継続支援（B型）	3,210人日 (192人)	4,080人日 (244人)	5,230人日 (310人)
計	10,040人日 (612人)	12,030人日 (726人)	14,340人日 (855人)
療養介護	13人	16人	19人
児童デイサービス	338人日 (43人)	368人日 (48人)	408人日 (53人)
短期入所	197人日 (26人)	197人日 (26人)	197人日 (26人)

(3) 居住系支援サービス

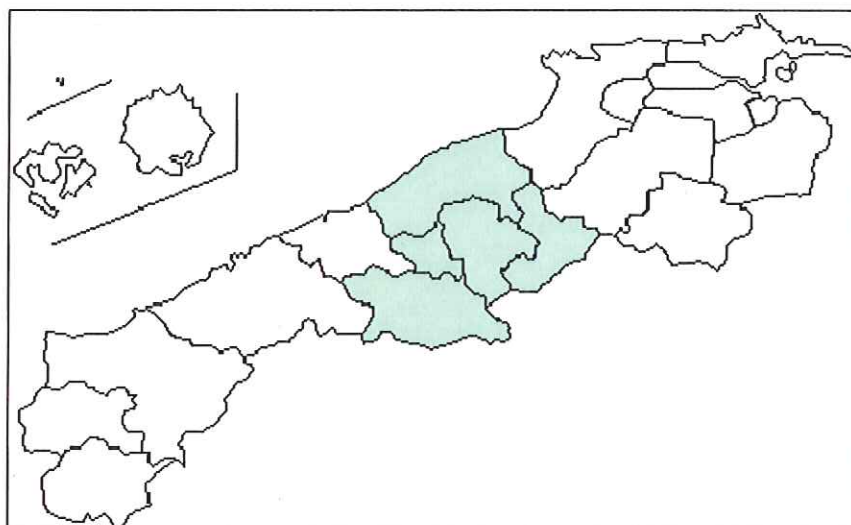
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	134人	155人	178人
施設入所支援	232人	291人	368人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	42人	54人	66人

大田障害者保健福祉圏域について

1 大田圏域における現状と課題



大田障害者保健福祉圏域は大田市、川本町、美郷町、邑南町の1市3町からなり、人口6万人余で県内の中央に位置する圏域です。

また、総面積の広さは県内2番目となっていますが可住地面積は約10%と低くなっています。

- 地域生活に移行するためのGH・CHの整備が求められています。
- 地域生活を考慮したサービス利用計画の作成、家族、地域及び関係機関の連携や地域生活をコーディネートする相談支援機関の整備が必要です。
- 一般就労後退職するケースが多く、家族の十分なバックアップが望まれます。
- 障害者が必要とする訪問系サービスについて、十分なサービス提供体制が整備されていなく、新規に事業を開始する事業所の参入が望まれます。

圏域の総人口及び障害者の状況 (H20.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

大田障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	62,878	22,516	25,567	1,244.6	100.6
大田市	40,332	13,448	16,122	436.1	53.7
川本町	4,044	1,607	1,831	106.4	7.1
美郷町	5,880	2,470	2,502	282.9	10.3
邑南町	12,622	4,991	5,112	419.2	29.5
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.0	709.0

(単位:人)

大田障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	4,304	3,353	668	95	348	—
大田市	2,530	1,931	406	54	200	—
川本町	333	274	49	12	23	—
美郷町	465	375	72	8	37	—
邑南町	976	773	141	21	88	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの の 地域生活移行者
189人	173人 (84.4%)	31人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
73人	12人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
7人	11人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	557時間 (58人)	644時間 (68人)	726時間 (77人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生 活 介 護	3,507人日 (171人)	3,956人日 (192人)	4,328人日 (211人)
自立訓練（機能訓練）	0人日 (人)	0人日 (人)	40人日 (2人)
自立訓練（生活訓練）	899人日 (47人)	981人日 (51人)	1,083人日 (56人)
就 労 移 行 支 援	1,013人日 (50人)	1,045人日 (52人)	1,149人日 (57人)
就労継続支援（A型）	22人日 (1人)	182人日 (9人)	302人日 (15人)
就労継続支援（B型）	3,091人日 (154人)	4,075人日 (202人)	4,408人日 (218人)
計	8,532人日 (423人)	10,239人日 (506人)	11,310人日 (559人)
療 養 介 護	4人	4人	4人
児 童 デ ィ サ ー ビ ス	88人日 (41人)	90人日 (41人)	92人日 (41人)
短 期 入 所	155人日 (22人)	170人日 (24人)	185人日 (26人)

(3) 居住系支援サービス

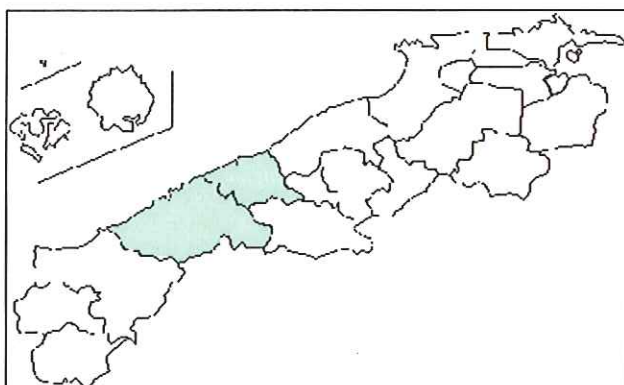
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	96人	117人	134人
施設入所支援	151人	163人	173人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	28人	40人	51人

浜田障害者保健福祉圏域について

1 浜田圏域における現状と課題



浜田障害者保健福祉圏域は浜田市、江津市の2市からなり、人口8万人余、県内の12%の人口を有する圏域です。

また、一世帯当たりの人数は2.38人と隠岐に圏域に次いで少なくなっています。

- 地域生活に移行するためのGH・CHが未整備な地域があります。
- 各種福祉サービスを組み合わせた総合的支援体制の構築、在宅医療、就労支援、所得保障を含めたシステムづくりが必要です。
- 一般就労へとつなげる就労移行支援事業所が少なく、一般就労を受け入れる事業所も少ない状況にあり、障害者に対する正しい理解が求められます。
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するため保健所や支援機関における入院情報等の共有が必要です。
- 社会資源も少なく選択できるほどのサービス提供体制が整備されていないことから、圏域でのサービス提供体制が求められています。
- 障害児に対するサービス提供体制が不足しています。施設・人材の確保が困難な状況にあります。

圏域の総人口及び障害者の状況（H20.3.31現在）（単位:人、世帯、km²）

浜田障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	87,595	27,067	37,343	958.0	82.3
浜田市	60,533	18,341	25,632	689.5	56.9
江津市	27,062	8,726	11,711	268.5	25.4
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.0	709.0

(単位:人)

浜田障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	5,468	4,222	824	89	553	—
浜田市	3,625	2,775	555	57	369	—
江津市	1,843	1,447	269	32	184	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの 地域生活移行者
207人	174人 (84.4%)	40人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
97人	21人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
3人	13人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	2,286時間 (130人)	2,462時間 (142人)	2,638時間 (155人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生 活 介 護	3,463人日 (193人)	4,311人日 (239人)	4,626人日 (259人)
自立訓練（機能訓練）	64人日 (3人)	64人日 (3人)	64人日 (3人)
自立訓練（生活訓練）	224人日 (11人)	224人日 (11人)	1,002人日 (49人)
就 労 移 行 支 援	432人日 (21人)	620人日 (30人)	820人日 (40人)
就労継続支援（A型）	226人日 (11人)	288人日 (14人)	310人日 (15人)
就労継続支援（B型）	1,730人日 (85人)	2,210人日 (108人)	2,596人日 (127人)
計	6,139人日 (324人)	7,717人日 (405人)	9,418人日 (493人)
療 養 介 護	4人	4人	4人
児 童 デ ィ サ ー ビ ス	136人日 (73人)	149人日 (78人)	162人日 (83人)
短 期 入 所	532人日 (48人)	628人日 (51人)	731人日 (54人)

(3) 居住系支援サービス

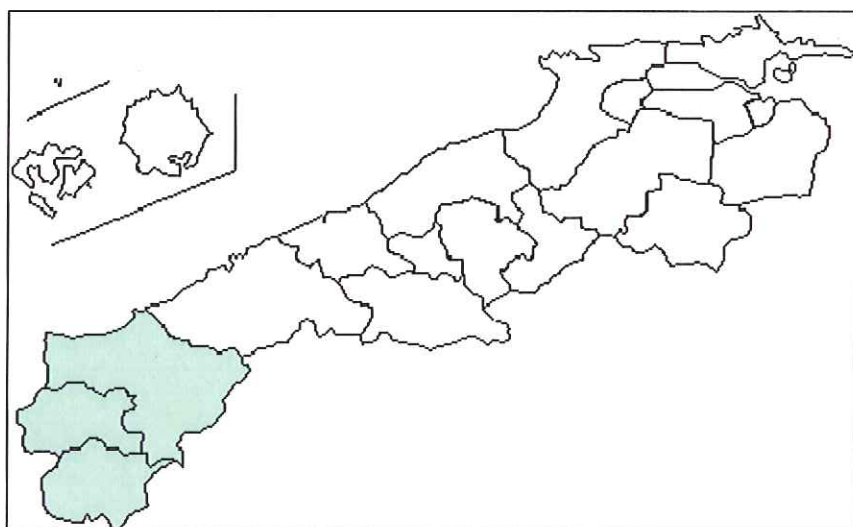
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	119人	149人	163人
施設入所支援	114人	150人	174人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	24人	29人	50人

益田障害者保健福祉圏域について

1 益田圏域における現状と課題



益田障害者保健福祉圏域は益田市、津和野町、吉賀町の1市2町からなり、人口6万人余、県内の10%の人口を有し、県の西部に位置する圏域です。

また、総面積は1,376 km²と県内で最も広くなっていますが、可住地面積の割合は約5%と県内で最も少なくなっています。

- 地域生活に必要となるGH・CH未整備の地域があります。
- 就労先が少ないことから、就労移行支援を行う事業者ありません。
- 児童に対するサービス事業所が少なく、通所のための手段も少ない状況です。
- 地域で暮らす重度の障害者が必要とするサービスを受けるための体制整備が必要です。
- 障害者が必要とするサービスを提供するために相談支援事業者との情報の共有方法を検討する必要があります。

圏域の総人口及び障害者の状況 (H20.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

益田障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	68,148	21,594	27,857	1,376.5	75.2
益田市	51,810	15,299	21,023	733.1	48.4
津和野町	9,186	3,598	3,761	307.1	14.3
吉賀町	7,152	2,697	3,073	336.3	12.5
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.0	709.0

(単位:人)

益田障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	4,689	3,563	636	84	247	—
益田市	3,523	2,658	473	50	192	—
津和野町	608	466	69	9	28	—
吉賀町	558	439	94	25	29	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの の 地域生活移行者
125人	117人 (84.4%)	19人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
31人	8人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
2人	4人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	1,037時間 (58人)	1,095時間 (61人)	1,209時間 (67人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生 活 介 護	1,852人日 (144人)	2,244人日 (174人)	2,592人日 (193人)
自立訓練（機能訓練）	56人日 (8人)	80人日 (10人)	162人日 (16人)
自立訓練（生活訓練）	468人日 (26人)	488人日 (27人)	488人日 (27人)
就 労 移 行 支 援	0人日 (人)	60人日 (3人)	290人日 (13人)
就労継続支援（A型）	799人日 (35人)	822人日 (36人)	960人日 (42人)
就労継続支援（B型）	1,996人日 (88人)	2,064人日 (91人)	2,531人日 (113人)
計	5,171人日 (301人)	5,758人日 (341人)	7,023人日 (404人)
療 養 介 護	5人	5人	5人
児 童 デ ィ サ ー ビ ス	221人日 (71人)	227人日 (73人)	237人日 (76人)
短 期 入 所	153人日 (25人)	170人日 (27人)	209人日 (31人)

(3) 居住系支援サービス

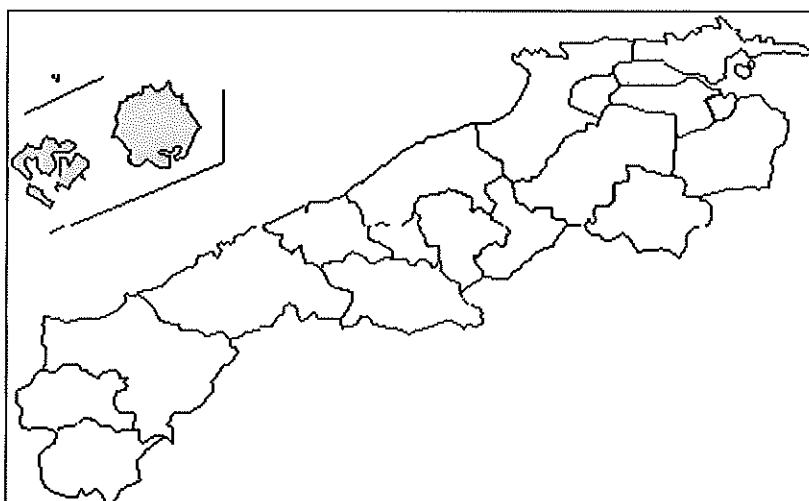
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	96人	104人	122人
施設入所支援	80人	100人	117人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	40人	43人	47人

隠岐障害者保健福祉圏域について

1 隠岐圏域における現状と課題



隠岐障害者保健福祉圏域は海士町、西の島町、知夫村、隠岐の島町の3町1村、4島からなり、人口2万人余の圏域です。

一世帯あたりの平均人数は2.24人、可住地面積も30.1km²と県内でもっと少なくなっています。

- 地域生活の移行において、地域における障害者への正しい理解が求められています。
- 島内において、グループホーム・ケアホームに適した資源が少ないことから、整備を進めるにあたって多くの改修が必要となります。
- 精神障害者の退院促進にあたって、退院後の定期的な訪問や通院など関係機関との連携が必要です。
- 離島といったことから雇用の場が少ないことや障害者雇用に対する企業の理解が求められます。
- 就労移行支援や自立訓練を提供する事業所が求められています。
- スタッフの確保が困難な状況にあり、人材育成が求められます。

圏域の総人口及び障害者の状況 (H20.3.31 現在)

(単位:人、世帯、km²)

隠岐障害保健福祉圏域	人口		世帯数	圏域総面積	うち可住地
		うち65才以上			
	22,901	7,849	10,393	346.2	30.1
海士町	2,403	946	1,084	33.5	4.6
西ノ島町	3,390	1,267	1,637	56.0	8.1
知夫村	691	298	362	13.7	1.3
隠岐の島町	16,417	5,338	7,310	243.0	16.1
島根県計	733,123	205,700	273,450	6,707.0	709.0

(単位:人)

隠岐障害保健福祉圏域	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		うち65才以上		うち65才以上		うち65才以上
	1,532	1,185	259	34	130	—
海士町	225	180	36	8	22	—
西ノ島町	297	243	34	7	24	—
知夫村	72	67	5	0	13	—
隠岐の島町	938	695	184	19	71	—
島根県計	39,604	29,724	8,239	710	3,302	—

2 圏域の平成 23 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数 (平成17年10月現在)	施設入所者数 (平成23年度末)	平成23年度までの 地域生活移行者
85人	48人 (84.4%)	26人 (19.1%)

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成14年度患者調査における 「受け入れ条件が整えば退院 可能な精神障害者の数」	うち障害福祉サービスを受 け平成23年度までに地域生 活へ移行する数値目標
12人	3人

(3) 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の年間 一般就労移行者数	平成23年度における 年間一般就労移行者数
0人	2人

3 圏域における指定障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、重度障害 者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	351時間 (32人)	384時間 (35人)	432時間 (41人)

(2) 日中活動系サービス

	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	292人日 (16人)	314人日 (17人)	1,788人日 (84人)
自立訓練(機能訓練)	22人日 (1人)	22人日 (1人)	22人日 (1人)
自立訓練(生活訓練)	90人日 (6人)	105人日 (7人)	380人日 (23人)
就労移行支援	0人日 (人)	0人日 (人)	220人日 (10人)
就労継続支援(A型)	0人日 (人)	0人日 (人)	0人日 (人)
就労継続支援(B型)	440人日 (20人)	462人日 (21人)	2,050人日 (125人)
計	844人日 (43人)	903人日 (46人)	4,460人日 (243人)
療養介護	1人	1人	1人
児童デイサービス	24人日 (2人)	36人日 (3人)	36人日 (3人)
短期入所	90人日 (11人)	100人日 (12人)	102人日 (13人)

(3) 居住系支援サービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
グループホーム・ケアホーム	81人	88人	110人
施設入所支援	3人	3人	48人

(4) その他のサービス

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業	18人	19人	22人

第7章 相談支援(サービス利用計画作成) サービス

【課題】

障害者の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の障害者の生活課題を踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要でありサービス利用計画の作成を積極的に活用していく必要があります。

【サービス見込量値設定の考え方】

障害福祉サービスの利用者のうち、本人及び同居する家族の疾病等によりサービス事業者との連絡調整を行うことが困難である者、また、施設退所・退院にともない集中的な支援が必要である者等の数を基にサービス見込量を設定しました。

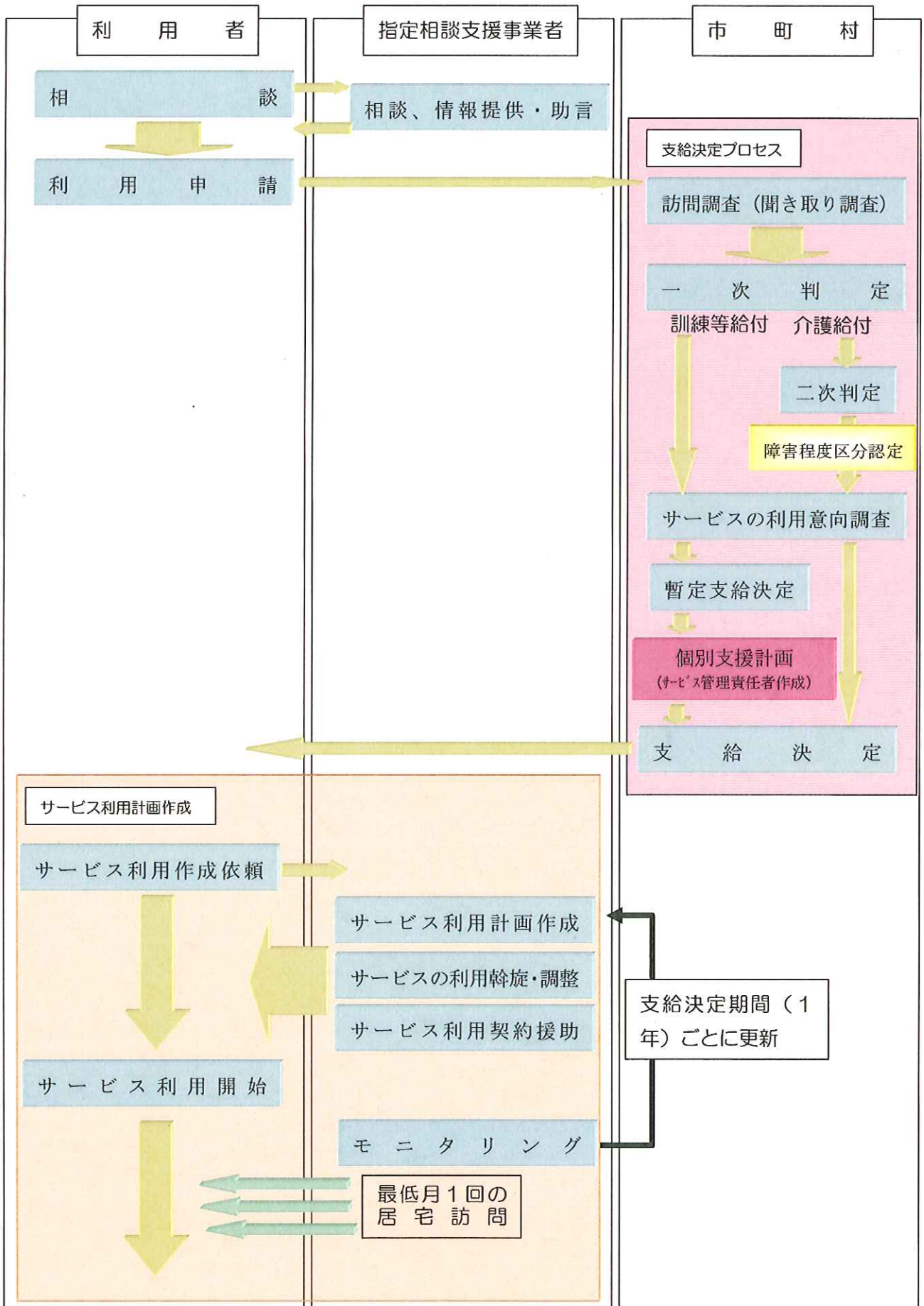
●相談支援事業（サービス利用計画作成）のサービス見込量

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
松江障害者保健福祉圏域	64人	97人	118人
雲南障害者保健福祉圏域	55人	75人	100人
出雲障害者保健福祉圏域	42人	54人	66人
大田障害者保健福祉圏域	28人	40人	51人
浜田障害者保健福祉圏域	24人	29人	50人
益田障害者保健福祉圏域	40人	43人	47人
隠岐障害者保健福祉圏域	18人	19人	22人
全 県	271人	357人	454人

目標を達成するための取り組み

- 身近な地域で、サービス利用計画作成・利用調整等の支援が受けられるよう、相談支援事業者を対象とした相談支援事業従事者養成研修を通じて人材の確保、養成を進めます。
- 市町村において「サービス利用計画」が積極的に活用されるように、必要な情報提供に努めます。

サービス利用計画作成



第8章 人材育成及びサービスの質の向上のための取り組み

【課題】

良質なサービスを提供するためには、サービスを提供する者の資質向上が求められます。身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障害福祉サービスごとに必要となる従事者養成研修を行い、支援に従事する者の確保、養成及び資質の向上を図る必要があります。

また、利用者等から寄せられる苦情・相談等に迅速かつ適切に対応し、サービスの質の向上を進めるとともに事業者の虐待防止への取組を推進する必要があります。

(1) サービス提供に係る人材の研修

【サービス見込量設定の考え方】

相談支援従事者及びサービス管理責任者については、サービス提供に必要な従事者数を、早期（第一期計画期間中）に確保できるように、また、ホームヘルパー、ガイドヘルパーについては現行の研修実施量を維持継続し、引き続き従事者数を増やすとともに質の向上が図られるように研修受講者数を数値目標として設定しました。

●指定障害福祉サービスに従事する者の人材育成の数値目標

研修名	H21	H22	H23
相談支援従事者研修（初任者課程）	100人	100人	100人
相談支援従事者研修（現任者課程）	100人	100人	100人
サービス管理責任者研修	80人	80人	80人
居宅介護従事者等養成研修	120人	120人	120人
移動支援従事者養成研修	300人	300人	300人
居宅介護従事者向上研修	200人	200人	200人

(2) 指定障害者サービス等の事業者に対する第三者評価

社会福祉法第78条において、社会福祉事業の経営者は、自ら福祉サービスの質の評価を行い、良質で適切なサービスを提供するように努めることとされています。

第三者評価は福祉サービスの質を向上させるための有効な手段であることから、県において、評価基準等の作成や第三者評価機関の認証等を行い体制の整備を図ったところであり、引き続き事業者に対してこの制度の積極的な活用を働きかけていきます。

(3) 障害者等に対する虐待の防止

障害福祉サービス等の事業者は、運営規定に虐待の防止のための措置について定め、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制を整備し、職員に対して研修を実施する等の措置を講じることが求められています。

県は、これまでも、「障害者（児）施設・事業所における虐待防止のためのチェックリスト」を独自に作成し、各施設へ配付することにより、その取り組みを促すとともに、今後も引き続き、施設等の監査において障害者（児）の虐待防止を重点指導項目として実施することにより、障害福祉サービス等の事業者に対し指導を徹底します。

第9章 県が実施する地域生活支援事業

【課題】

県は、市町村を補完する立場から、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を実施する必要があります。

【数値目標及びサービス見込量の設定の考え方】

専門性の高い相談支援事業については、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センターや障害者就労支援センター、高次脳機能障害者支援拠点を設置することとし、支援を行うために必要な箇所数と利用者数を数値目標として設定しました。

また、広域的な事業として、障害児等療育支援事業について、支援を行うために必要となる箇所数と利用者数を数値目標及びサービス見込量として設定しました。

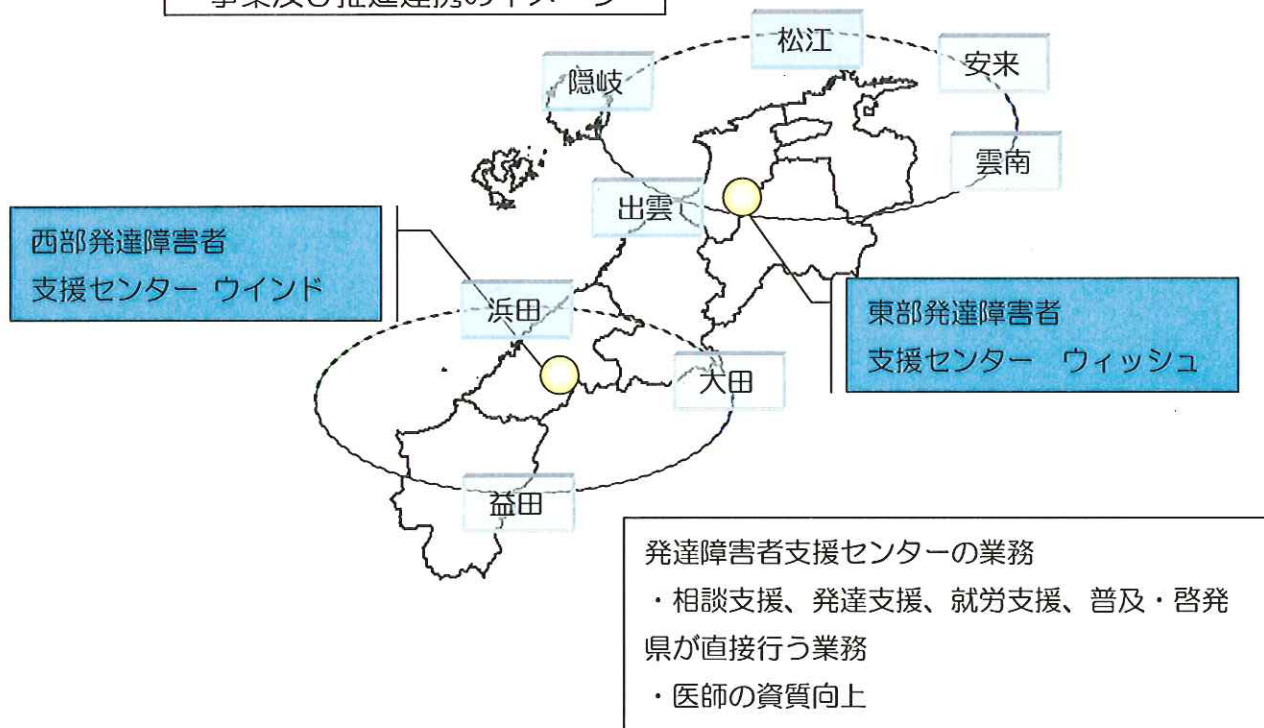
1 県が実施する地域生活支援事業の数値目標

(1) 専門性の高い相談支援事業

① 発達障害者支援センター

数値目標	H21	H22	H23
箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
利用者数	500人	550人	550人

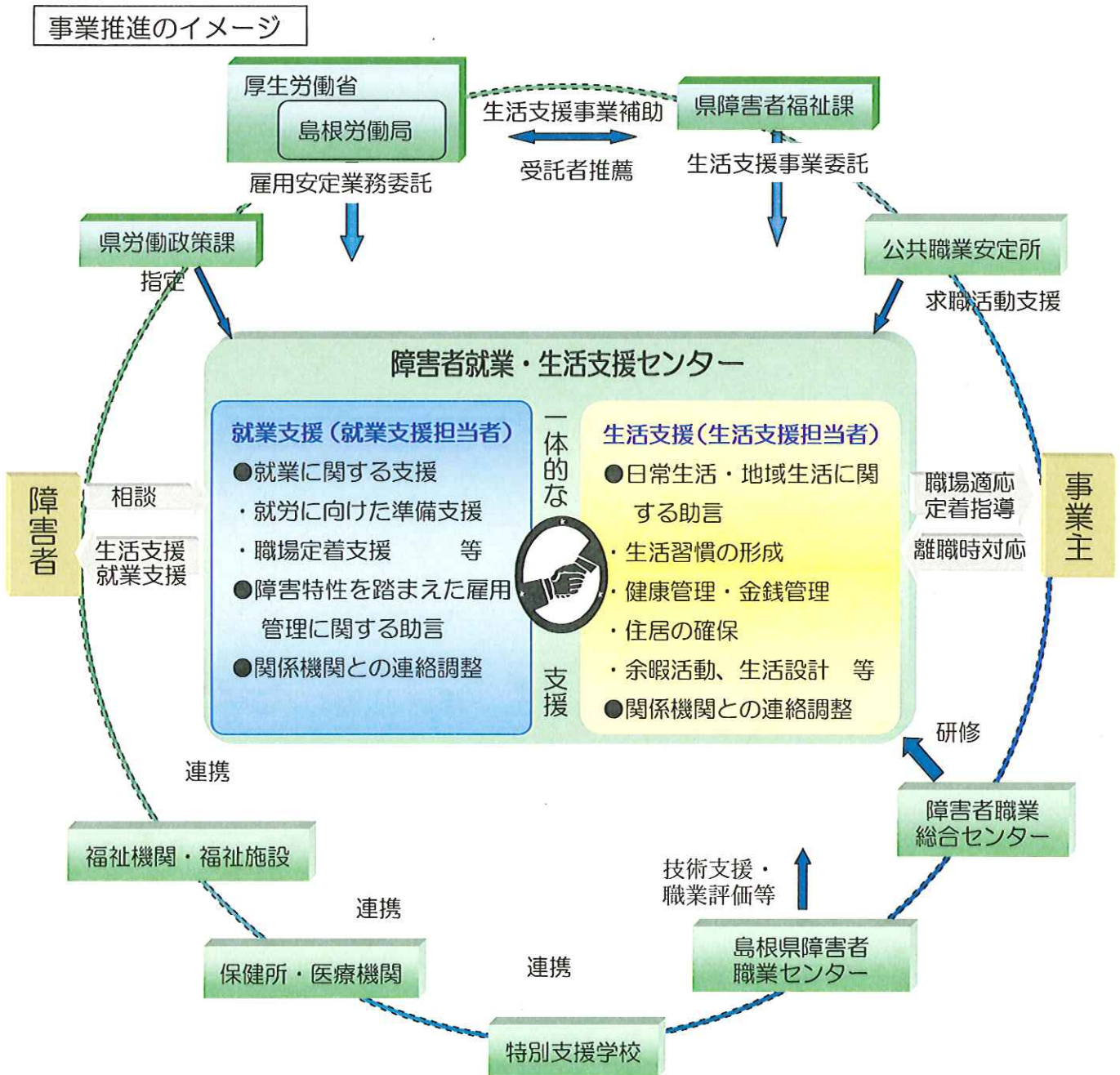
事業及び推進連携のイメージ



② 障害者就業・生活支援センター（障害者就労支援センター）

数値目標	H21	H22	H23
箇所数	7箇所 (1箇所)	7箇所 (1箇所)	7箇所 (1箇所)
利用者数	900人 (10人)	900人 (10人)	900人 (10人)

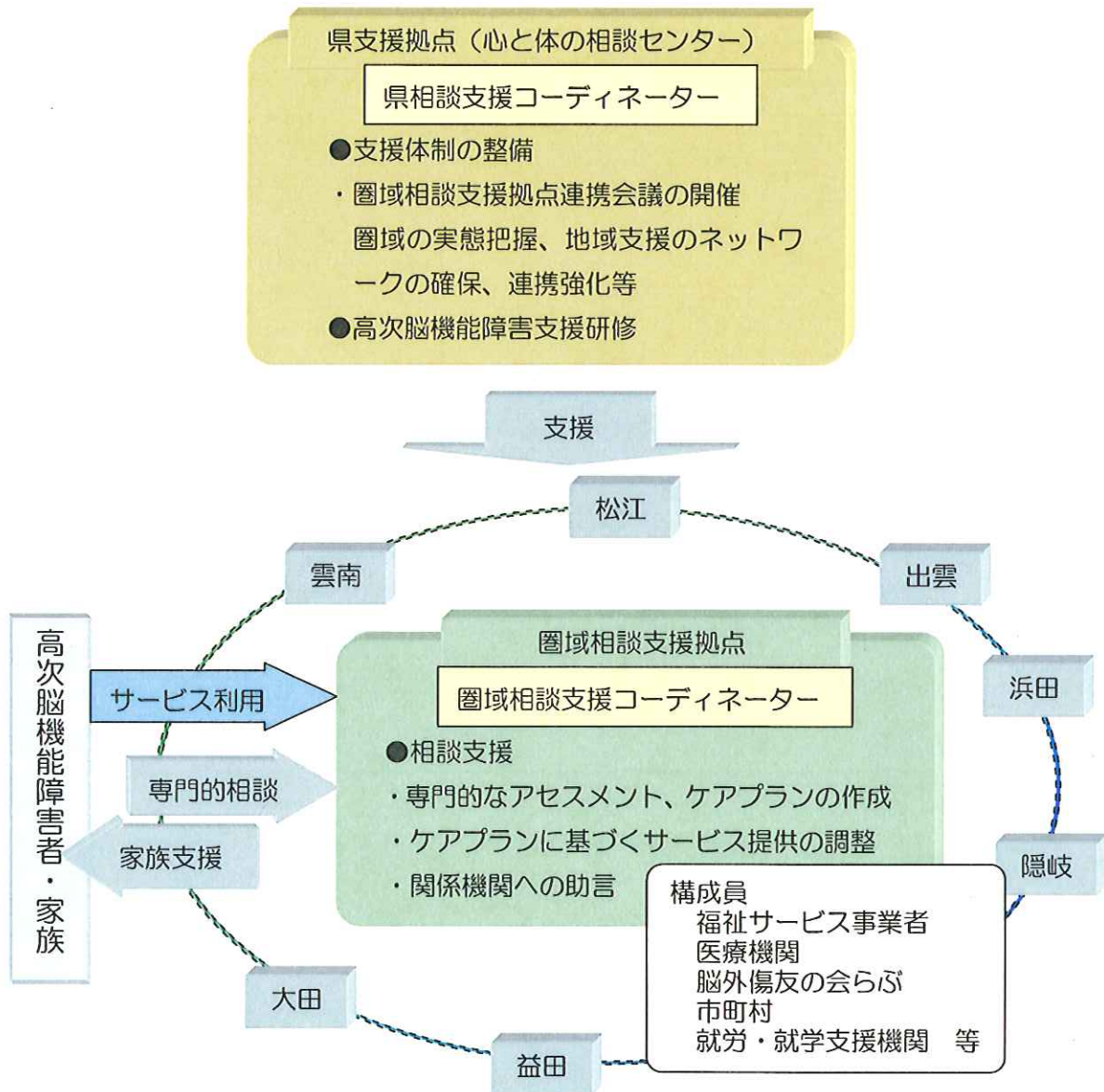
() は県単独事業により設置する障害者就労支援センターの数値で内数



③ 高次脳機能障害者支援拠点

数値目標	H21	H22	H23
箇所数	7箇所 (1箇所)	7箇所 (1箇所)	7箇所 (1箇所)
利用者数	200人	250人	300人

() は県支援拠点で外数

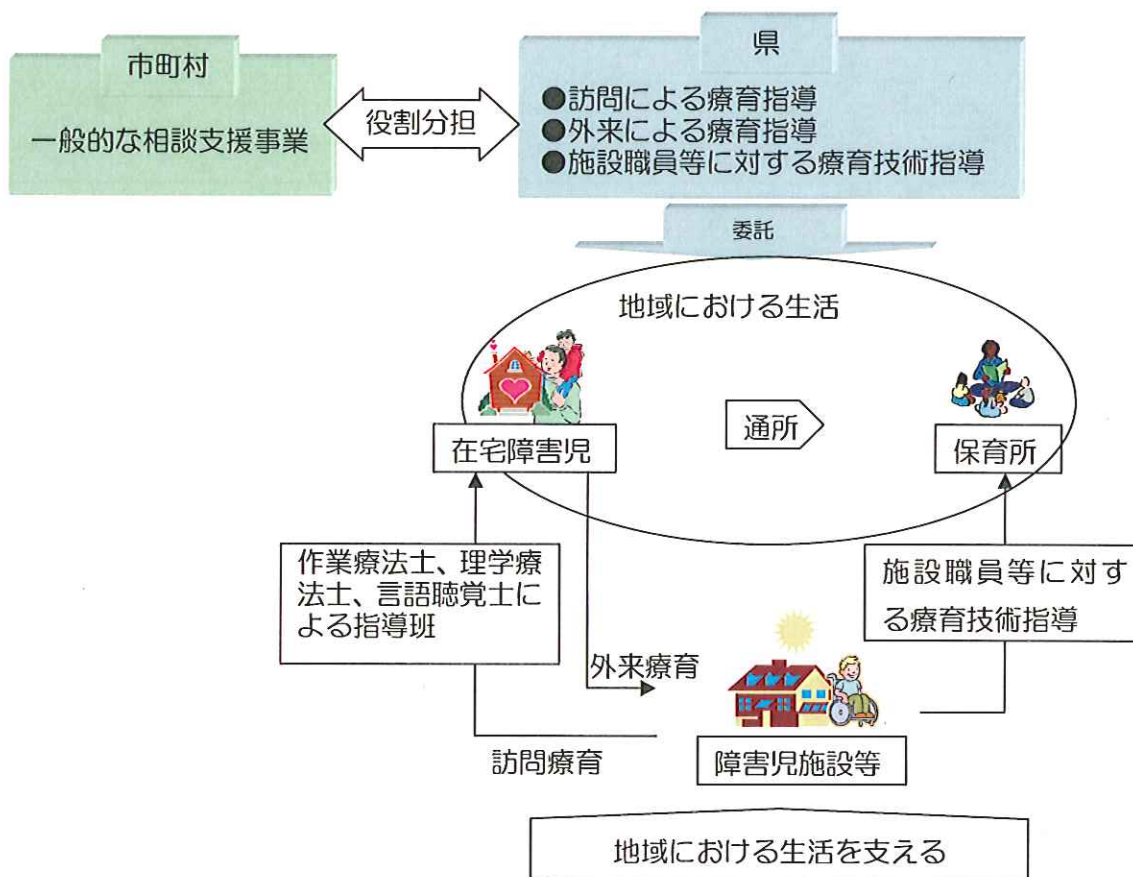


(2) 広域性の高い相談支援事業

① 障害児等療育支援事業

数値目標	H21	H22	H23
箇所数	7箇所 (3箇所)	7箇所 (3箇所)	7箇所 (3箇所)
利用者数	4,000人	4,000人	4,000人

() は障害児施設で外数



目標を達成するための取り組み

- 発達障害については、発達障害者支援センターと、各地域の相談支援事業者や障害者（児）福祉施設、学校や幼稚園・保育所、労働関係機関等との連携を一層促進し、支援の充実を図ります。
- 就労支援のため障害者就業・生活支援センター又は障害者就労支援センターを全ての障害者保健福祉圏域に設置し、就労支援体制の充実を図ります。
- 高次脳機能障害については、全ての障害者保健福祉圏域での支援体制の構築を進めるとともに関係者や住民への理解を広めて行きます。